

(様式3-2) 調査研究活動記録票(先進地視察又は現地調査に要する経費)

嬉野市議会議員

大串 友則

実施月日	令和5年10月30日				
実施時間	10時～11時30分				
調査先	法務省				
調査所在	東京都千代田区永田町2丁目1-2衆議院第二議員会館8				
調査の目的	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定に伴う具体的事例などの研修及び対策				
調査先担当者	法務省民事局民事第2課長 大谷氏、補佐官 三枝氏、本坂氏				
内容・結果等	【内容】				
	<p>①所有者不明土地等の発生予防と利用の両面から総合的に民事基本法制の見直しについて 現在、相続登記がされないこと等により所有者不明が発生している。その割合は24%(R3国 交省調査)である。高齢化の進展による死亡者数の増加等により、今後ますます深刻化する おそれがあり所有者不明土地問題の解決は、喫緊の課題であるため予防策として相続登記 の申請を義務化(R6.4.1施行)、登記名義人の死亡等の事実の公示(R8.4.1施行)などの不 動産登記法の改正と相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる、相続土地国庫 帰属制度(R5, 4, 27施行)の創設に取り組み、所有者不明土地の利用の円滑化を図る方策 (R5.4.1施行)など民法の改正の取組みの説明を受けた。</p>				
内容・結果等	【感想】				
	<p>相続土地の国庫帰属制度については相談件数が16,177件(R5.9.30現在)、申請件数が 1,026件。そのうち帰属につながった件数が3件と少なく、土地の要件、負担金等の申請者の 負担が大きく感じたが、所有者不明土地問題の解決に向けては、大きく前進したのではない かと感じた。</p>				
上記活動に要した経費	経 費 の 内 容	支	払	先	金 額 (円)
	旅費	/			58,100
	合 計				58,100

※裏面に領収書、開催通知等を貼付のうえ、実績報告書の支出明細に添付すること。

会議や研修等の資料についても整理保管すること